

# 福岡県公報

令和 6 年 10 月 11 日  
第 538 号

## 目 次

### 告 示 (第642号 - 第652号)

- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (下水道課) …………… 1
- 電線共同溝整備道路の指定 (道路維持課) …………… 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定通知の掲示 (農山漁村振興課) …………… 3
- 廃川敷地等の発生 (河川管理課) …………… 3
- 保安林予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 3
- 保安林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 4
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更 (会計管理局会計課) …………… 4

### 公 告

- 住宅確保要配慮者居住支援法人の指定事項の変更 (住宅計画課) …………… 4
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録 (林業振興課) …………… 5
- 農地中間管理機構関連の土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) …………… 5

### 選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙に係る選挙人名簿の登録 (行財政支援課) …………… 5

### 再 掲

- 令和 6 年度福岡県職員採用選考試験 (後期) の実施 (人事委員会事務局任用課) …………… 5

## 告 示

### 福岡県告示第642号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 3 月福岡県告示第231号福岡広域都市計画下水道事業筑紫野公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項において準用する同法第62条第 1 項の規定により次のように告示する。

令和 6 年 10 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称  
筑紫野市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
福岡広域都市計画下水道事業筑紫野公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和51年 1 月10日から令和12年 3 月31日まで
- 4 事業地

- (1) 取用の部分  
令和 3 年 3 月福岡県告示第231号の事業地中次の地内において変更する。  
筑紫野市 大字牛島、大字阿志岐及び大字吉木の各一部
- (2) 使用の部分  
なし

### 福岡県告示第643号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成 7 年法律第39号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

令和 6 年 10 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	区 間
南筑後	国 道	443号	柳川市三橋町下百町4番8先から 柳川市三橋町蒲船津1400番8先まで

**福岡県告示第644号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	国 道	386号	前	朝倉郡筑前町久光1202番1先から 朝倉郡筑前町栗田905番10先まで	11.5 ～ 22.2	412.2
			後	朝倉郡筑前町久光1202番1先から 朝倉郡筑前町栗田905番10先まで	11.5 ～ 22.2	412.2

**福岡県告示第645号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年10月11日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
朝 倉	386号	朝倉郡筑前町久光1537番1先から 朝倉郡筑前町久光1547番6先まで
		朝倉郡筑前町久光1555番2先から 朝倉郡筑前町栗田905番10先まで

**福岡県告示第646号**

保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知（令和6年9月福岡県告示第582号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する関係市役所及び町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名  
久留米市役所、朝倉市役所及び筑前町役場  
馬場 慎一、内山 泰秀、田岡 香代子、上野 民生、高木 春木、矢野 博三
- 2 通知の要旨
  - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更を変更する予定である旨の通知があったこと。
  - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年9月福岡県告示第582号によること。

**福岡県告示第647号**

保安林の指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（令和6年9月福岡県告示第583号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の

内容を、当該保安林の属する築上町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名

築上町役場

上田 要平、田原 フサエ、野中 フミ子、平野 祐司、鹽田 政太郎、安廣 萬吉、大森 鹿藏、大森 菊太郎、安廣 律藏、須山 早太郎、大森 トシ子、進 繁市、正松寺、須山 弘海、須山 行夫、須山 タツ子、須山 久子、須山 芳子、須山 啓治、須山 ハツエ、永尾 今正、中 豊助、奥 寅太郎、永尾 和子、永尾 喜亭、井上 春夫、山下 タカ、平田 正身、山下 重夫、中山 孚文、井田 ミヤ子、平塚 均、中尾 一喜、中上 光、大田 高藏

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。
- (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年9月福岡県告示第583号によること。

福岡県告示第648号

保安林の指定施業要件の変更予定森林の所在場所等（令和6年9月福岡県告示第584号）に係る保安林の所有者のうち、次の者については、所在が不分明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更予定通知の内容を、当該保安林の属する那珂川市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 掲示場所及び所在が不分明な者の氏名

那珂川市役所

築地 九内、松永 静香、鬼塚 健吉、田中 九州男、田中 藤雄、田中 幸徳、田中 浩二、鬼塚 泰介

2 通知の要旨

- (1) 保安林の指定施業要件を変更する予定であること。

(2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和6年9月福岡県告示第584号によること。

福岡県告示第649号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図書は、福岡県県土整備部河川管理課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 河川の名称

遠賀川水系新々堀川

2 廃川敷地等生じた年月日

令和6年10月11日

3 廃川敷地等の位置

北九州市八幡西区北鷹見町480番4

北九州市八幡西区北鷹見町481番2

北九州市八幡西区北鷹見町443番10

4 廃川敷地等の種類及び数量

土地

233.92㎡

福岡県告示第650号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 保安林予定森林の所在場所

築上郡築上町大字岩丸1887の39、2647の1

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第651号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林の所在場所  
宗像市吉田字山ノ上1163、1168の1、1172の1
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第652号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び名称	売りさばき所	変更年月日
新事項	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 本店ほか47店	令和6年 8月16日
旧事項	32	福岡市中央区天神二丁目13番1号 株式会社 福岡銀行	福岡市中央区天神二丁目13番1号 本店ほか53店	

**公 告**

**公告**

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第41条第2項の規定に基づき、住宅確保要配慮者居住支援法人から支援業務を行う事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第3項の規定により次のように公示する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

支援法人の名称	変更に係る事項	旧	新	変更年月日
NPO法人 ニーズミー	支援業務を行う事務所の所在地	福岡市博多区祇園2-24-603	福岡市東区雁の巣2-23-32	令和6年 10月1日

## 公告

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第532号	野口 翔太郎	朝倉市大庭5350-3	種穂（採取） 種穂（精選） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	野口種苗園	朝倉市大庭5350-3
福岡県第533号	松野 信弘	八女市黒木町笠原8688番地	種穂（採取） 苗木（幼苗の育成） 苗木（幼苗以外の苗木の育成）	松野 信弘	八女市黒木町笠原8688番地

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和6年10月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営甲田2地区土地改良（農業用排水施設整備）事業計画書の写し	令和6年10月11日から 令和6年11月12日まで	みやま市役所 本庁農林水産課内

## 選挙管理委員会

## 福岡県選挙管理委員会告示第35号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙に係る公職選挙法（昭和25年法

律第100号）第22条第3項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、その要領を次のとおり定めた。

令和6年10月11日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

1 登録の基準日 令和6年10月14日

ただし、選挙人名簿被登録資格者の年齢については、令和6年10月27日をもって算定するものとする。

2 登録日 令和6年10月14日

## 再掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

## 公告

福岡県職員採用選考試験（後期）を次のとおり実施する。

令和6年10月2日

福岡県人事委員会委員長 山口 幸雄

1 採用職種（区分）、採用予定数、職務内容及び採用時勤務予定場所

採用職種（区分）	採用予定数	職務内容	採用時勤務予定場所
研究職員	化学D	1名	環境保全（大気、水質、土壌、廃棄物及び放射線等）に関する調査、試験及び研究
	薬学	1名	
船員	航海	1名	船舶の運転、漁業取締り及び調査観測業務並びに司厨業務
	機関	1名	
児童自立支援専門員	2名	児童自立支援施設における児童自立支援専門員の業務	福岡学園等

保育士	7名	児童福祉施設等における保育士の業務	児童相談所、福岡学園、こども療育センター新光園
-----	----	-------------------	-------------------------

(注1) 採用予定数は変更になる場合があります。

(注2) 採用後、勤務場所の変更が行われることがあります。

## 2 受験資格

採用職種(区分)		受験資格		
研究職員	化学D	大学院(修士課程又は博士課程前期)において、各区分に応じた業務に必要な専攻学科等を修めて修了した者若しくは令和7年3月までに修了見込みの者又はこれと同等以上の能力を有する者	①平成元年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 ②平成13年4月2日以降に生まれた者であって、大学院(修士課程又は博士課程前期)において、各区分に応じた業務に必要な専攻学科等を修めて修了した者又は令和7年3月までに修了見込みの者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者
	薬学			
船員	航海	五級海技士(航海)以上の免許を有する者又は令和7年6月までに免許を取得する見込みの者	平成元年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者
	機関	五級海技士(機関)以上の免許(内燃機関の限定を含む。)を有する者又は令和7年6月までに免許を取得する見込みの者		
児童自立支援専門員		福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第78条に規定する児童自立支援専門員の資格を有する者又は令和7年5月までに資格を取得する見込みの者	平成元年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者
保育士		保育士の資格を有する者又は令和7年3月までに資格を取得する見込みの者	平成7年4月2日以降に生まれた者	日本国籍を有する者、又は日本国籍を有しない者であっても、現に日本に永住している者

(注) この試験を受験できない者

・地方公務員法第16条に該当する者

## 3 試験の期日、場所等

	試験職種	試験種目	試験の期日	試験の場所
第1次試験	研究職員 児童自立支援専門員	専門試験 論文試験	令和6年11月10日 (日)	【福岡会場】 福岡県吉塚合同庁舎 (福岡市博多区吉塚本町13-50) 【東京会場】 立教大学池袋キャンパス (東京都豊島区西池袋3-34-1)
	船員	教養試験		
	保育士	教養試験 専門試験		
第2次試験	研究職員 児童自立支援専門員	人物試験 受験資格等の調査	令和6年11月下旬 ~12月上旬	福岡市内
	船員 保育士	作文試験 人物試験 受験資格等の調査		

## 4 合格者の発表

	時期	発表方法
第1次合格者発表	令和6年11月下旬	福岡県人事委員会事務局前廊下に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者に郵便で通知します。
最終合格者発表	令和6年12月下旬	

(注) 合格者に郵送する合格通知は、郵便事故などのため延着、不着となる場合がありますので、掲示場所等で確認してください。

## 5 採用予定時期

合格者の採用は、原則として令和7年4月1日以降の予定です。

## 6 受験手続

### (1) 受付期間

令和6年10月7日(月)9時から同年10月18日(金)17時まで

### (2) 申込方法

インターネットによる申込のみです。詳しくは、福岡県のホームページの「福岡県職員採用試験」にアクセスするか、職員採用試験案内をご覧ください。

※福岡県職員採用試験のホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saiyo.html>)

7 試験案内の配布場所

ア 福岡県庁内

- ・ 人事委員会事務局任用課
- ・ 県庁 1 階総合案内・県民情報センター

イ 出先機関等

- ・ 東京・大阪の各福岡県事務所
- ・ アクロス福岡 2 階文化観光情報ひろば
- ・ 県内各地の福岡県総合庁舎 等

8 その他

この試験についての詳しいことは、福岡県人事委員会事務局任用課へお尋ねください。

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7

T E L 092-643-3956

F A X 092-643-3960

電子メール [saiyo@pref.fukuoka.lg.jp](mailto:saiyo@pref.fukuoka.lg.jp)